

手続一覧（河川法施行規則）

■ 1. ダム管理主任技術者に関連する登録研修事務を実施する者の登録 河川法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 管理主任技術者として必要な知識及び技能を確認するための登録研修の登録
- ② 手続根拠 : 河川法施行規則第27条の18
- ③ 手続対象者 : 登録研修の登録を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 随時提出可能です。
- ⑤ 提出方法 : 河川法施行規則第27条第18項に定める申請書を作成し、国土交通大臣あてに提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 河川法施行規則第27条第18項に定める書類1部
- ⑧ 申請書様式 : 指定無し
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
03-5253-8111（内線 35422、35492）
- ② 受付期間 : 通年
- ③ 相談窓口 : 上記提出先と同じ。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 河川法施行規則第27条の4、第27条の19
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。